

第6次いわき市障がい者計画等策定ニーズ調査等業務委託仕様書

1 委託業務名

第6次いわき市障がい者計画等策定ニーズ調査等業務

2 業務目的

障害者基本法第11条第3項に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な計画である「第6次市障がい者計画」（計画期間：令和9年度～令和14年度）の策定と、障害者総合支援法第88条等に基づく、障害福祉サービス等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るため、市障がい者計画の実施計画として位置づけである「第8期市障害福祉計画」（計画期間：令和9年度～令和11年度）及び「第4期市障害児福祉計画」（計画期間：令和9年度～令和11年度）策定にあたり、今後の地域における障がい者等に必要なニーズの把握、分析を行うもの。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 ニーズ調査等業務内容

「第6次市障がい者計画」、「第8期市障害福祉計画」及び「第4期市障害児福祉計画」を策定するため、いわき市に必要となるニーズ調査、分析等を行う。

(1) ニーズ調査

① 調査票案の作成

最新の国の基本指針を踏まえ、障害福祉サービス等の地域別の必要な量の見込み、及び現状と課題について分析可能な調査票の素案を作成し、市と協議しながら調査票を作成する。

○ その後、市がニーズ調査の実施（調査票発信及び回収作業）

オンラインによるニーズ調査についての発信及びデータ収集を行う。

(2) 障がい者団体等へのヒアリング調査の実施

対象：障がい者団体等（3～6団体、2日程度を想定）について、市とヒアリング調査を実施する。

内容：ヒアリングを行う対象団体等の選定及び日程調整については市が実施する。

受託者はヒアリング内容について市との協議、調査の際のICレコーダ等による録音と内容の要旨のテキスト化及び分析・考察を行い、計画書の内容へ反映を行う。

[主なヒアリング内容]

- ・ 団体等の取り組み及び活動状況
- ・ 団体等の活動における問題点及び課題
- ・ 障害福祉サービスに対するニーズ 等

- (3) ニーズ調査及び障がい者団体等へのヒアリング調査に基づく必要なサービスとその量の整理、単純集計、クロス集計、自由回答の集約・分析等
- ・ 障がい福祉サービスや施策、事業の現況及び動向の整理
 - ・ 令和 11 年度までに必要な障害福祉サービス等の「量の見込み」を地域別に算出する。
 - ・ 「量の見込み」に対し、「確保方策」の調査・検討する。
 - ・ 社会経済的特性、地域内社会資源、障がい者（児）の現況動向と特性（障がい種別人数の動向）及び上位計画並びに関連計画、及び国・県の動向等を加味する。
 - ・ 現行の国の基本指針を踏まえる。
 - ・ 現行の「第 5 次市障がい者計画」、「第 7 期市障がい福祉計画」及び「第 3 期市障がい児福祉計画」の内容を踏まえる。
 - ・ いわき市地域自立支援協議会の下部組織である部会等の意見を参考にする。
- (4) ニーズ調査報告書、ニーズ調査報告書概要版の作成
- (5) (1)から(4)までの電子データ（ワード、エクセル等）をCD-ROMまたはDVD-ROMにて提供

5 スケジュール（案）

時 期	作業内容
9 月上旬	契約締結
9 月中旬	調査票案の作成
9 月中旬～12 月中旬	ニーズ調査実施・回収・集計・分析 事業者ヒアリング調査（2 日程度）
1 月下旬～3 月上旬	課題、サービス量の整理及び分析
3 月中旬	ニーズ調査報告書等成果品の納品

6 打合せ及び内容の記録

- (1) 受託者が打合せ内容の記録を作成し、いわき市と相互に確認を行う。
- (2) いわき市において実施する打合せは、3 回程度を予定。（障がい者団体等へのヒアリングとは別とする。）
- (3) 本業務の連絡調整については緊密に行うこととし、いわき市からの求めに応じて、専門的なアドバイス等の支援をすること。
- (4) 本業務の支援について、いわき市の作業に支障をきたすことのないよう、人員体制等、万全の業務実施体制を整えること。

7 その他特記事項

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常にいわき市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。
なお、内容に疑義が生じたときは、速やかにいわき市と協議しなければならない。
- (2) 受託者は、受託業務の実施予定及び実施状況について、定期的にいわき市に報告するとともに、いわき市から求められたときには速やかに報告すること。

- (3) 成果品に関する著作権はすべていわき市に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。ただし、法令に基づく要請があった場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の成果品（業務の過程で得られた記録等を含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (6) ニーズ調査実施にあたっては、いわき市個人情報保護条例の規定を遵守し、対象者の個人情報保護に万全を期すこと。
- (7) 本仕様書について定めのない事項等が生じた場合、または本業務履行上、基本事項の変更の必要が認められた場合には、いわき市と受託者間で双方協議の上、定めるものとする。